

Title	カールスバートの決議とその前後
Sub Title	Die Zeit um die Karlsbader Beschlüsse
Author	黒岩, 純一 (Kuroiwa, Junichi)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1982
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.43, (1982. 12) ,p.396(27)- 409(14)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	塚越敏教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00430001-0409

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

カールスバートの決議とその前後

黒 岩 純 一

一 検閲と当時の政治情勢

オーストリアは過去にイギリス、フランスの経済的優位に迫いつこうとする過程で市民階級の経済力と精神的ポテンツを利用しようと考えたことがあった。そのために絶対主義者は啓蒙主義に見せかけのうえで帰依する態度を示した。しかしヨーゼフ2世（在位1780—1790）の治世の終り頃になってはじめて市民が国家依存から離れようとしていることに気づいている。その結果、再び貴族階級と教会へ接近していった。

オーストリアの秘密結社の歴史は啓蒙主義にたいする中央権力の関係を明確に映している。オーストリアの君主、貴族、役人などでフリーメーソン会員であったものは驚くほど多い。古くはマリーア・テレージアの夫君フランツ1世が1731年、フリーメーソンの会員になっている。ヨーゼフ2世の時代には主だった役人、芸術家、貴族で少なくとも一時期ロージェ(Loge)に属さなかった人間はいない程である。フリーメーソンにたいするレオポルト2世（在位1790—92）の関係も悪くはなかった。しかし中央権力が自由に市民をコントロールしたり、フリーメーソンの組織を絶対王政の中に利用できる時代は過ぎ去っていた。結局は1795年、フランツ2世の時代にはじめて全面的に禁止されている。その禁止とその結果をフランツ2世（オーストリア皇帝フランツ1世）を仲介者としてメッテルニヒの復古主義はそのまま引き継いで、市民へ接近する意志も態度も示さなかった。

ドイツ、オーストリアの検閲制度そのものの歴史は決して新しいものではなく、古くは554年に検閲令の出された記録がある。15、16世紀には大

司教、法王によって発令された宗教上の検閲令がある。ルターの著作は印刷は勿論、読むことも禁じられた時代があった。

しかしここで扱う政治的検閲は18世紀になって社会の前面に出てきた制度である。1715年（オーストリア・ドイツ）皇帝カール6世の出した検閲規定が18世紀の検閲の基礎になっていると言われる。⁽¹⁾ Preßfreiheit（出版の自由）という単語は1774年から使用されている。⁽²⁾ その後1788年、プロイセンの検閲令によって強化され、1791年（オーストリア・ドイツ）皇帝レオポルト2世が政治的文芸にたいする検閲規定を強めている。（彼は妹であるマリー・アントワネットをフランス革命で失っている。）

18世紀後半の数十年間は文芸の市場が急成長し、それにとまって出版業が発展した時代である。それは当然の如く検閲の強化を招いた。

19世紀に入るとクライストとアーダム・ミュラーの「ベルリン夕刊新聞」がハルデンベルクの政策を攻撃したため当局の怒りを買ひ、ヴィルヘルム3世も勅令を出して「夕刊新聞」の検閲を特に厳重にするよう命じている。1810年のことである。ハルデンベルクは検閲を強化してそれを宰相である自分の指導下におく。あるいはまた新聞を政府の指導下において政府にとって都合のよい方向へ大衆の意見をコントロールすることも考えていた。彼はこの考えをすでに国王に進言したことがあった（1807年）。

オーストリアのメッテルニヒはそれ以上に積極的に新聞や季刊誌を政治的メガフォンに利用する努力を行っていた。例えば、1810年、フリードリヒ・シュレーゲルを編集長として「オーストリア・オブザーバー」が創刊されている。1816年には季刊誌「ドイツ官報」がアーダム・ミュラーの編集で発行された。次いで1818年、「ウィーン年報」、更に1819年にはシュレーゲルが政治、文学の季刊誌「コンコルディア」を出している。これらの総指揮にあっていたのはメッテルニヒであり、政府の資金援助も行われていた。

またメッテルニヒとは別にフリードリヒ・フォン・ゲンツも1822年から官費で政治的季刊誌「政治家」を出しフランクフルトの連邦議会の様子などを伝えていた。なかでも上述の「ウィーン年報」が発行されていた時代

は丁度メッテルニヒの復古主義の時代と一致している。

1815年のウィーン会議は反動、復古主義に終始した。しかし啓蒙思想やフランス革命など時代の波は市民層に改革の必要性を痛感させた。専制政治にたいする反抗運動は次第にたかまっていた。

ウィーン会議後の時代はドイツにおいても政治的騒擾の時代である。すでに絶対主義者たちは愛国者、民主主義者をデマゴグとして怖れていたし、市民による意見の開陳を革命的策動であると過敏に解釈していた。⁽³⁾革命恐怖症に陥っていたのである。

この時代を象徴するようないくつかの事件を歴史の中から拾ってみたい。

その一例が1817年10月18日のヴァルトブルク祭である。これは宗教改革を回想する祭として学生が行った祝祭であったが、熱狂した学生たちは反動的と思われる書物やプロイセン槍騎兵の胴衣、オーストリア軍の指揮杖、専制政治の象徴である弁髪などを次々に火に投じて氣勢をあげた。そのときイニシアティブをとったのはヤーンの体操協会であった。ヤーンはナポレオンにたいする解放戦争において民兵を指揮した愛国者であり、ドイツ体操術の創始者であった。日頃から現存制度を厳しく批判しており、ハルデンベルクは彼を最も危険な人物であるとして、ヤーンにたいする処置が緊急に必要であると述べていた。⁽⁴⁾(ヤーンは1819年、革命的陰謀の⁽⁵⁾かどで逮捕される⁽⁶⁾)

当時はまた憲法斗争が盛んで、殊に南ドイツで活発であった。1818年、ヨーゼフ・ゲレスの指導でライン地方から憲法制定を求める嘆願書が署名と共にハルデンベルクに提出されている。所謂「コーブレンツ上奏文」である。この時は署名集めそのものが不穏であるとされゲレスはラインラントから追放されている。

そして1819年3月23日にはかねてロシア皇帝のスパイと疑われていた作家コッツェブーがマンハイムにおいて学生組合の秘密組織に属するイエナ大学のザントという学生に刺殺されるという事件がおきている。コッツェブーはかねがね自由主義的學生運動を攻撃して学生たちの憤激をかってい

たのである。激情にかられておこった血なまぐさい、つまりぬ事件であったが、暗殺そのものよりもその後捕えられて処刑されたザントにたいする若い学生たちの沸きかえる同情が政府を狼狽させた。更に同年7月には、ギーゼンの学生レーニングのナッサウ政府の枢密顧問官イーベルにたいする陰謀失敗などの事件がおこっている。メッテルニヒとハルデンベルクは世間の批判的な眼が学生運動に向いているこの機を利用して直ちに反政府運動、自由主義運動の弾圧にのり出した。

二 カールスバートの決議

カールスバートの決議はオーストリア宮廷の行った仕事である。メッテルニヒがその首謀者であり、彼自身それを否定しなかった。メッテルニヒの右腕といわれたフリードリヒ・フォン・ゲンツは「出版の自由の濫用は全ドイツに無数の悪を招く」と考えていた。「ドイツに良き憲法を導入するためには様々な意見の対立は思わしくない。そのためにも出版の自由を一時停止する必要がある」、とまで彼は極言した。⁽⁶⁾

新聞、あるいは南ドイツの議会、中部ドイツの大学などがリベラルな政治運動の訓育の場であったが、ザントの行為は若い学生のはねあがった無謀な行為であった。なぜザントの事件が30年にわたる出版物の弾圧に発展したのであろうか。

ゲンツはコッツェブーの死後、メッテルニヒに宛てた最初の手紙の中ですでに「出版の自由」を話題にしていた。⁽⁷⁾メッテルニヒもまた政治的変革について大学を恐れてはいなかった。彼は最大のしかも緊急に処理しなければならない悪は出版物であると考えていた。⁽⁸⁾その悪の治療法として検閲が計画され、市民の暗殺にたいする恐怖心に助けられて促進されたのである。トライチュケはドイツの殆んどすべての政府部内にみられた市民にたいする迫害の狂気について語っている。

かくてプロイセン、ザクセン、ハノーファー、バイエルン、メクレンブルク・シュヴェーリン、メクレンブルク・シュトリッツ、ヴェルテムベルク、バーデン、ナッサウの代表たちが8月6日カールスバートの会議に招

かれた。これに先だち、メッテルニヒはテープリッツでフリードリヒ・ヴィルヘルム3世と協議、続いてハルデンベルク、ヴィトゲンシュタイン、ベルンシュトルフと会いカールスバートの参加者に指唆する基本原理を確認した。

カールスバートでは1818年8月6日から31日までの間に23回の会議が行われた。メッテルニヒはこの仕事にすべての体力的、精神的ポテンツを結集したという。それについてゲンツは会議終了近くのメッテルニヒは異常亢進状態にあったと書いて⁽⁹⁾いる。

メッテルニヒの提案をうけてメクレンブルクの両国家の全権大使プレッセンがゲンツと共に連邦議会に提出する草稿をつくった。すべての国家が歩調を揃えた統一的な検閲制度を目標とした。そして8月18日、第10回会議にはすでに草案ができ承認された。続く第11、16、22回の会議で追加がなされた。プロイセンのその後の検閲問題に示された熱意がこの時すでに目立っていた。即ちベルンシュトルフの求めて検閲を免れる本の大きさが15ボーゲンから20ボーゲンとすることに決定された。これにより320頁以下の書類は検閲のため当局に提出されることになり、メッテルニヒを満足させた。会議は8月31日、カールスバートで散会した。翌月の16日にはオーストリアの全権大使から連邦議会総会にカールスバートの決議が提出された。採決は9月20日と決定された。事前に事情を知らされていなかった国々の代表にとって——大多数はそうであったが——期限内にそれぞれの宮廷に訓令を求めることもできなかった。そして議会が休暇に入る前の短期間の討議で立法化されてしまった。これまでシュヴァーベンやバイエルンでは政治的新聞についての検閲は存在していたがかなりリベラルな扱いがなされていた。バイエルン国王マックス・ヨーゼフはカールスバートの決議を公布したがバイエルン憲法を配慮してはっきり留保をつけていた。そのためプロイセンから厳しく答弁を求められたが、憲法に従って出版の自由を固執した。残る連邦諸国でも次々にカールスバートの決議は公布された。しかしメッテルニヒには強い指導力が欠けていた。そのため決議の運用に関しては歩調が揃わなかった。そればかりか南ドイツの国によって

はこの決議は主権を侵すものであると無視する場合があった。⁽¹⁰⁾この決議を厳守させるためには恐らくファナティックな意志と信念が必要であったのだろうが、メッテルニヒにもゲンツにもそれは欠けていた。彼らの心の底は余りにも自由主義的であった。彼らは半ば成功しただけであった。だがプロイセンのように連邦決議を更に強化したかたちで採用した国家もあったのである。

カールスバートの決議は大きく分けて四つの法規から成っている。大学法、出版法、調査法並びに暫定的な強制執行令である。これにより出版物の検閲や大学にたいする監督が強化され、学生組合や秘密結社の解散が命じられた。更に革命的陰謀探索のためにマインツに中央調査委員会が設置されている。

ここではしかし出版法の内容だけを問題にしたい。決定的な措置は事前検閲を義務づけたこと、それも20ボーゲン(320頁)以下の全著作、及び全定期刊行物やパンフレットにたいして検閲を義務づけたことであった(第一条)。その原理は18世紀に遡るが、「検閲」という単語は細心に避けてい⁽¹¹⁾た。1819年のカールスバートの決議は5年の期限付であり、1824年9月20日には期限切れになる筈であった。しかしオーストリアとプロイセンは期限の更新に熱心であった。更新を協議するため、今回はライン河畔ヨハニスベルク(メッテルニヒの所領)で1819年と同様の予備会談が行われた。僅かな例外を除いてすべての指導的政治家たちは賛成した。1824年8月16日決議。殆んど内容を変えずに1824年9月20日から効力を発することになった。(カールスバートの決議は1848年3月になってはじめて廃止された。)

三 出版の弾圧

このようにして出版にたいする30年にわたる永い弾圧の歴史がはじまった。これまでは国によってそれぞれ異なる検閲制度をもっていた。それがいま——必ずしも足並みは揃っていないが——全ドイツ的に統一されたのである。それと共に粘り強い抵抗もまた開始された。カールスバートの決議に最も強く抵抗した出版社はドイツではライプツィヒのブロックハ

ウス社であった。ブロックハウスはメッテルニヒの右腕であるゲンツが1797年、国王フリードリヒ・ヴィルヘルム3世に宛てて書いた手紙を持ち出してきた。ゲンツはかつてフランス革命の信奉者であった。プロイセンからウィーンへ移り、反ナポレオンのアジテーションに活躍した人物であった。しかしリベラリズムの敵に変身、1810年以降はメッテルニヒの協力者であった。ブロックハウスは国王にリベラルな政治と出版の自由を嘆願したゲンツの古い手紙を出版したのである。1819年12月、カールスバートの決議の2ヶ月後のことであった。ブロックハウスは更に雑誌「ヘルメス」を創刊し出版の自由を求めて大胆に戦った。勿論「ヘルメス」は発禁となり、オーストリアではブロックハウスの百科事典も禁止された。この禁止は1848年まで続いた筈である。出版社によってはカムペのように密告者をもって警察力の上手をいっただものもある⁽¹²⁾。

では作家にたいする検閲はどうであったか。

多くの著書、殊に政治抒情詩がその犠牲となった。詩が20ボーゲンを超えることはまず無かったからである。

ゲーテやシラーの作品も検閲を免れることはなかった。すでに1783年、ベルリンで上演されたシラーの『群盗』では悪評高いベルリンの座付き作家カール・ブリュミッケの手によって兄弟殺しに道徳的改良（改良という言葉がイロニーをこめて使われた）の手が加えられカールとフランツは異父兄弟ということに書き変えられた。その結果、彼らの母親は姦通の汚名を着せられることになった。カールスバートの決議以後、この作品はドイツ、オーストリアの舞台からしばらく姿を消してしまう。

ゲーテの晩年にはその誕生日にドイツ各地で『ファウスト』が上演されたが、メフィストの言葉やファウストの聖書解釈は変更されたり、削除されたりした。リヒャルト・ヴァーグナーが言うように、「ゲーテの傑作はずたずたに切れ、見分けもつかない姿になることに耐えねばならなかった」のである。

しかし著作に最も厳重な監視を受けていたのは「若きドイツ」の作家たちである。フリードリヒ・ヴィルヘルム3世は1836年、「若きドイツ」の

著作にたいする特別検閲官を任命するよう命じているが、このとき選ばれたカール・エルンスト・ヨーンはかつてゲーテの秘書をしていた人物である。⁽¹³⁾彼はハイネ、グッツコー、ヴィーンバルク、ラウベ、ムント等の著作を特に監視した。この仕事は「若きドイツ」にたいする例外法の廃止（1843年）まで続いた。ヨーンは専らこの仕事に生き枢密顧問官にまで昇進し、1837年には赤鷲四等勲章を得ている。

ハイネは1826年春『旅の絵 第一部』、翌年第二部を出版した。第二部の中には「観想 ルグランの書」と散文「北海 第三部」が含まれ、とくに後者の社会批判はプロイセン当局の検閲によって発禁となっている。『フランス事情』の禁止は1833年2月であった。『旅の絵 第二部』の第12章にはたまたま「ドイツの検閲官……馬鹿者」という言葉が検閲を免れて載っている。

カールスバートの決議とそれにもとづくプロイセンの勅令（1819年10月18日）によって文学作品や日刊紙には多くの検閲のダッシュが入ることになる。しかしもともと新聞や書籍は原稿のかたちで検閲局に提出されるわけではない。検閲の跡はそのまま残るわけで、削除のダッシュがいわば埋め草としてそのまま利用されることになった。しかし間もなくプロイセンの勅令は検閲によって生じた隙き間も残すことを禁じてしまう（1823年2月22日の内閣命令）。その後ドイツ最高の機関、フランクフルト連邦議会も同じように検閲の隙き間を読者にそれとわかるように放置しておくことを内閣委員会で禁じている（1834年6月）。この弾圧の強化には1830年の7月革命あるいは1832年のバイエルン領ハンパッハで行われた大集会が直接的な影響を与えていると考えることができる。しかし9年後の1843年6月30日、再びはっきりとした禁止が発令されているところをみると各国の間でこの規定が徹底していなかったのであろう。オーストリアを含めて30を超える領邦国家があり、それぞれの国家が政治状況に合わせて異った扱いをしていたために連邦決議が出されたあとも条例の統一的運用はなされなかったのであろう。

四 作家、出版社の抵抗

3月前期、作家と検閲当局との間の熱い戦いは単に文明史的側面だけではなくフモリスティックな側面をもっていた。

前述のように条例の扱いは領邦国家によって異っており、そのうえ抜け穴だらけであった。両者の戦いは猫とねずみのゲームにも似ている。検閲官の眼を欺くために、一見すると無害な発言、逆説、ユーモアを含んだ否定辞などが駆使され、検閲官を絶望の中へ追い込んだ。検閲官は文章の行間を読む技術を生み、作家は行間に書くというテクニックを生み出した。出版社は国によって違う検閲法のなかから最も穏当な法律を探し出した。プロイセンの出版社はたとえ外国で印刷された書物であっても自国の検閲を受けるよう義務づけられていた。そこで出版社は検閲法の緩やかな国に代理店をおいた。なかでもライプツィヒの規定は緩やかであった。そこで出版社はライプツィヒの属するザクセンで印刷を行ない、表紙にも代理店の名を印刷した。ザクセンの印刷業者はこれで大いに繁昌したといわれる。⁽¹⁴⁾

プロイセンでは1842年になってようやく20ボーゲンを超える書物を検閲から解放した。これを超えた書物は市民の側に購買力が無いだろうと当局が判断したからである。(大抵のドイツ領邦国家では1819年のカールスバートの決議以来、20ボーゲンを超える本は検閲からはずされていた)。作家はこの制度を利用して、原稿の量が足りない場合は欠けた分を継ぎ足す方法もとられた。ハイネの『旅の絵 第4部』の最後のカール王とぼらの患者クンツの話、あるいはカール・グッツコーの『ヴァリー』にもテキストとは関係のない「真実と現実」という論文が加えられている。いづれも規定の20ボーゲンを超えるための方策であった。

また大きな活字を使ったり、1頁に2節しか印刷せず、それぞれの詩の前に遊び紙を入れた詩集などもつくられた。

出版社が社名を変えたり、季刊誌が発禁になる度に次々と誌名を改めることも稀ではなかった。赤鉛筆のチェックを恐れて外国へ逃れる場合もあ

った。そして印刷された本には出版場所として近隣諸国の名がピカピカ光っていた。ゲルマーニエン、ドイツ、フランス、バビロン、トボルスク、アウスターリッツなどの名があった。偽の出版社名には Pierre Marteau、またこれを独訳した Peter Hammer の名も有名で度々使われた。面白いのはこれにはいくつかのヴァリエーションもあって „Hammers Erben“ や „P. Hammer der ältere“ などの名も使われた。ルートヴィッヒ・ベルネの『パリ通信』が厳禁された後、第3巻、第4巻には著者として L. Brunet の名が使われている。勿論ベルネ自身である⁽¹⁵⁾。このような偽装はオーストリアへの印刷物の密輸の際にも大いに利用された。

「若きドイツ」の文学が大部分スイスへ逃れたように、オーストリアの詩人たちはドイツへ逃れた。しかしここでも安心できない場合はベルネやハイネ、カール・マルクス等と同様パリへ移った。

五 革命後もつづいた演劇の検閲

1848年3月の嵐はドイツ、オーストリアの出版物の検閲を吹き飛ばしてしまった。南ドイツではそれ以前に廃止していた国家もある。プロイセンも譲歩してフリードリヒ・ヴィルヘルムは検閲を廃止する内閣命令に署名した(1848年3月18日)。

その後、出版の自由を認める公布がいくつか出されているが一切の法律は劇場検閲については何ら触れていない。それには次のような理由があった。

18世紀並びに19世紀半ばまで全演劇活動を支配していたのは宮廷劇場であるが、この宮廷劇場の検閲は宮廷の役人が行っていたのである。警察がこれに干渉することはなかった。市立劇場はまだ生れて間もなく、常設の劇場が生れるまでには永い時間が必要であった。まともな劇場検閲のシステムはオーストリアが持っているだけであった。ウィーンには18世紀の終りにはすでに宮廷劇場と並んでいくつかの私設劇場が生れていたからである。

プロイセンの劇場検閲の規定は1820年、閣令によって生れた。だがこの

時代にはまだ劇場検閲は大きな役割はしていなかった。1848年以後はじめて私設劇場は雨後のたけのこのように生れてくる。その最初が今日のドイツ劇場であるが、1848年6月25日、差し当りは夏期だけの劇場として開設された。

1848年9月25日、プロイセンの劇場検閲は廃止されたが、同年11月18日、警察本部長に就任したヒンケルダイはこのアナキー状態を容認できなかった。1850年以降、警視総監は再び定期的に上演作品についての報告を受けている。

公衆の劇場よりも愛好者団体や愛好家グループの舞台は政治批判の場としていっそう危険であると判断された。ヒンケルダイは狭いベルリンに30を超える劇場の数は多すぎると考えた。しかし規制のための条例づくりは集会の自由と権利を保障しているプロイセン憲法第29条、30条に抵触するおそれがあった。しかし1851年7月、完成した15条から成る条例は警察の許可なしには一切の上演が認められないことを明記していた。上演はそのつど日時、期間などについて警察に届け出なければならなかった。

ヒンケルダイはこの法令を宮廷劇場にも適用せんとして貴族の反感を買った。その後、賭博行為のあった貴族の遊技クラブを解散させようとしたヒンケルダイはその会員の一人であるハンス・フォン・ロホ＝プレソの挑戦を受けて、1856年3月10日決斗に斃れた。

検閲も度を超えるとグロテスクであった。当時は警察や王室の検閲と並んで表向き青少年の保護をうたっている検閲機関があったが、例えばオーストリアの学校図書館では1880年代、90年代になってもグリムやアンデルセンの童話を禁じていた。⁽¹⁶⁾

3月前期の検閲官たちは言葉にたいしても過敏に反応し、「自由」、「民衆」という単語を病的なまでに嫌った。彼らは舞台上で上演される脚本の中のこの種の単語をいちいちチェックした。検閲官が熱烈な君主政体主義者である場合にはヨーハン・シュトラウスが「ワルツ王」とよばれることにも我慢できなかった。

ヘルマン・ズーダーマンの『ソドムの最後』は1890年10月、ベルリンの

警視総監リヒトホーフェンによって上演禁止となったが、全体的傾向が怪しからぬ、という理由からであった。劇場検閲の歴史の中でこの時から「全体的傾向」という言葉は流行語となった。

妻や娘を同伴して各場面を見ることが出来るか。これも劇場検閲の際の大切な目安であった。女性にたいするこのような繊細な配慮は演劇とは何の関係もない筈だが、ウィーンでもドレスデンでも未婚の王女たちへの配慮が劇場検閲の歴史には一貫して流れている。

六 宮廷とドラマ

シェークスピアが19世紀のドイツの劇作家であったとしたら、一連の王室ドラマは決して上演されることはなかったであろう。ドイツの支配者は彼らの先祖が舞台に登場することを喜ばなかったからである。

クライストの『王子ホムブルク』はベルリンの宮廷劇場で3回上演されたあと、プロイセンの劇場からは閉め出され、それ以後の上演は禁止されている。内容があまりに時勢に直結していたことと王子の死の恐怖が軍を刺戟したからである。

30年代、40年代のドイツのドラマは国家を題材とするものが多かったが、歴史ドラマの自然な発展が上からの命令によって妨害されることもまた多かったのである。カール・グッツコーは罪のない喜劇『弁髪と剣』(フリードリヒ・ヴィルヘルム1世の宮廷に取材している)を直接フリードリヒ・ヴィルヘルム4世に送っている(1844年10月)。王は無憂宮でこれを朗読させて大いに笑ったのであるが、上演の許可は与えられなかった。この場合は王に信頼の篤かったルートヴィヒ・ティークの意向が多分に反映したようである。ティークは当時プロイセンの枢密顧問官であり、劇場顧問でもあった。ヴィルヘルム4世の即位後招聘されてドレスデンからベルリンへ移っていたがすでにロマン派時代の廃人であった⁽¹⁷⁾。彼は若いヘッペル、ラUBE、グッツコーなどを過少に評価した。国王はこのティークの判断に従って結局上演の許可を与えなかった。そればかりかヴィルヘルム4世はその後勅令を出し劇場の検閲を一層強化した。この勅令によって

ユーリウスモーゼンの『君主の子息』(プロイセンの歴史を扱っており、フリードリヒ大王の後継者たちを思わせる人物などが登場する)も上演禁止になっている。

またカール・テプファーの喜劇『国王の命令』は宮廷劇場では『公爵の命令』と改められた。ハインリヒ・ラウベの喜劇『ゴットシェトとゲレルト』も1846年1月5日禁止されたが、その理由はフリードリヒ大王の兄弟であるハインリヒ王子がその中に登場したからであった。しかしラウベが王子をザイドリッツ将軍に変更したことでその禁が解かれた。

王室の人間は中世以来、無数に枝分れして歴史の中に登場してくる。彼らと共にドイツ史は宮廷の舞台から追放されたも同然であった。ヴィルヘルム4世のこの検閲強化の勅令はドラマにこまかな点に至るまで影響を与えたが1918年に至って劇場検閲も全廃された。

註

- (1) Deutsche Literaturgeschichte, Metzler, 1979, S. 113
- (2) Franz Schneider, Preßfreiheit und politische Öffentlichkeit, Luchterhand, 1966, S. 101
- (3) Ernst Klein, Von der Reform zur Restauration, Berlin, 1956, S. 227
- (4) 1818年2月5日 Karl Altenstein 宛の手紙。
- (5) 1819年6月13日 しかしこの告発は事実には即していないという表明と53名の署名が提出された。その中にはプロイセンの役人や士官の名もあり政府はその扱いに苦慮した。これ以後、役人の新聞、雑誌への執筆が禁止された。
- (6) Friedrich von Gentz, Staatschriften und Briefe, Bd. 2, S. 63f.
- (7) Aus Metternich's nachgelassenen Papieren, Bd. 3, S. 222
- (8) 同上書 S. 251
- (9) 1819年9月1日 Anto Pilatn 宛の手紙。Pilat は1810年 F. Schlegel の後を継いで „Österreichischer Beobachter“ の編集責任者となった。
- (10) Württemberg 政府は „Deutsche Trias“ の政策により Preußen, Österreich と緊張関係にあったが1824年のカールスバート決議の延長決定を前にして7月3日 Württemberg 政府を代表して Wangenheim はこのような制約を継続していくことに意味があるとは思わないと批判した。
- (11) 1819年8月28日 Gentz の Pilat 宛手紙。

- (12) Metzler, 前掲書 S. 98f.
- (13) H. H. Houben, *Der ewige Zensur*, Athenäum, 1978, S. 51ff.
- (14) 同上書 S. 93
- (15) 同上書 S. 43f.
- (16) 1885年3月29日, アンデルセンの童話について Salzburg 視学委員会は「価値なし」と判断する訓令を出している。
- (17) Houben, 前掲書 S. 122
なお註の6, 9, 11については原文が入手できておらず Franz Schneider の前掲論文に拠ったことをお断りしておきたい。